

令和6年12月25日
住宅局 建築指導課
住宅生産課

住友林業株式会社が供給した住宅等における 国土交通大臣認定の仕様への不適合について

住友林業株式会社より国土交通省に対し、同社が供給した一部の住宅等の軒裏の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、建築基準法の規定に抵触するおそれがあるとの報告がありました。

これを受け、国土交通省は同社に対して、是正の迅速な実施等の所要の対応を行うよう指示しました。

1. 事案概要

令和6年12月5日(木)、住友林業株式会社より国土交通省に対し、同社が供給した一部の住宅等の軒裏(準耐火構造[※])の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、建築基準法の規定に抵触するおそれがあるとの報告がありました。

※ 建築基準法では、防火地域等にある建築物の軒裏については、通常の火災による周囲への延焼を防止するため、規模等に応じて、準耐火性能を有する構造(準耐火構造)とすることを求めている。準耐火構造については、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの(告示仕様)又は国土交通大臣の認定を受けたものとする必要がある。

上記報告を受け、国土交通省から同社に対して必要な調査等を指示した結果、令和6年12月24日(火)までに、以下の報告がありました。

- (1) 軒裏が大臣認定に適合しない仕様となっている平成26年12月～令和6年12月に完成した住宅等930棟において、建築基準法の規定に抵触するおそれがあること。(参考1)
- (2) 不適合の内容は、大臣認定の仕様と成分が異なる軒裏材を使用していたこと。(参考2)
- (3) 同社は、対象の930棟について速やかに改修等を行う方針であること。

2. 国土交通省における対応

(1) 住友林業株式会社への指示

軒裏(準耐火構造)に関する国土交通大臣認定の仕様への不適合について、別紙のとおり、所要の対応を速やかに行うよう指示しました。

(2) 関係特定行政庁への依頼

国土交通省は、関係特定行政庁に対し、物件リストを情報提供し、必要な対応を進めるよう依頼しました。

3. 相談窓口

(1) 住友林業株式会社において、以下の相談窓口が設置されています。

● 所有者等のお問い合わせ先

【窓口】 住友林業株式会社 お客様相談窓口
電話番号 0120-370-222
受付時間 10:00-17:00

● 報道関係のお問い合わせ先

【窓口】 住友林業株式会社 コーポレート・コミュニケーション部
電話番号 03-3214-2270
受付時間 10:00-17:00(年末年始 12/28～1/5 を除く)

(住友林業株式会社における公表)

<https://sfc.jp/information/newsttopics/pdf/2024-12-25.pdf>

(2) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置しています。

【窓口】 電話番号 03-3556-5147
受付時間 10:00-17:00(土日、祝休日、年末年始 12/28～1/5 を除く)

(問い合わせ先)

■建築基準法 に関すること

住宅局建築指導課 課長補佐 畑中 (内線 39-564)
技術調査係長 田畑 (内線 39-525)
代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8513

■住宅の品質確保の促進等に関する法律 に関すること

住宅局住宅生産課 課長補佐 種子田 (内線 39-453)
性能係長 小坂橋 (内線 39-434)
代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8510

(別紙)

令和6年12月25日

住友林業株式会社
代表取締役 執行役員社長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
住宅生産課長

軒裏(準耐火構造)に関する国土交通大臣認定の仕様への不適合への対応について

貴社より、貴社が供給した住宅等の軒裏(準耐火構造)において、国土交通大臣認定に定める準耐火構造の仕様に適合しない仕様となっている旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、建築物の安全性確保のために、以下の対応を行うとともに、対応状況について適宜、国土交通省に報告するよう求める。

- ① 所有者等関係者への丁寧な説明
 - ・所有者等関係者に対して、事案について丁寧に説明するとともに、改修等の具体的な方針を示すこと。
 - ・対象の建築物が、住宅性能表示制度を活用しているものにおいては、当該制度への影響等についても所有者等関係者に対して丁寧な説明・対応を行うこと。
- ② 特定行政庁等への報告
 - ・特定行政庁に対して、事案について速やかに報告し、是正について協議を行うこと。
 - ・対象の建築物が、住宅性能表示制度を活用しているものにおいては、登録住宅性能評価機関に対しても報告し、その指示に従うこと。
- ③ 是正の迅速な実施
 - ・大臣認定の仕様に適合しない軒裏について、可及的速やかに改修等の対応を行うこと。
- ④ 原因究明及び再発防止策のとりまとめ等
 - ・今回の事案について徹底した原因究明を行い、再発を防止するための実効ある改善策をとりまとめ、確実に実行すること。
 - ・他に大臣認定において同様の不適合がないか必要な調査を行うこと。
 - ・貴社が供給する住宅等について、定期的に大臣認定の仕様確認を行うこと。
- ⑤ 相談窓口の設置
 - ・相談窓口を設置し、所有者等関係者の意向を十分に把握し、誠意をもって対応すること。

(参考1)

都道府県別・用途別棟数

都道府県	計	住宅			非住宅 (事務所等)
		戸建	共同・長屋	併用※	
宮城県	1	0	1	0	0
福島県	3	2	1	0	0
栃木県	1	1	0	0	0
埼玉県	18	17	0	1	0
千葉県	5	2	0	1	2
東京都	626	560	48	16	2
神奈川県	90	86	1	1	2
富山県	4	4	0	0	0
石川県	3	3	0	0	0
長野県	1	1	0	0	0
岐阜県	3	2	0	0	1
静岡県	2	2	0	0	0
愛知県	34	30	0	0	4
京都府	20	18	1	1	0
大阪府	73	66	5	1	1
兵庫県	18	17	0	1	0
広島県	17	15	1	1	0
山口県	1	1	0	0	0
香川県	2	1	0	0	1
愛媛県	1	0	0	0	1
高知県	2	2	0	0	0
福岡県	3	2	1	0	0
長崎県	1	1	0	0	0
大分県	1	1	0	0	0
計	930	834	59	23	14

※ 一の建築物において、店舗・事務所等業務の用に供する非住宅部分と、居住の用に供する住宅部分を有する建築物。

【国土交通大臣認定の仕様への不適合概要】

